

インターンシップに伴う交通費支給規定

当法人では、インターンシップ参加に伴う交通費の支給を下記規定に基づき行っております。

第1条 (支給対象者について)

当法人への就職を前向きに検討している今年度卒、次年度卒の看護学生及び新卒扱いとなる既卒の方で下記(1)(2)(3)の条件を満たす方。(但し、次年度卒に関しては、その年の8月以降からの参加者を対象とする)

また、奨学金検討者に関しては卒業年度を問わず下記(1)(2)(3)の条件を満たしている方を対象とする。

- (1) 遠方からお越しになる方で、来阪時に特急や新幹線、飛行機を利用する必要があると当法人が認めた方。
- (2) 当法人のインターンシップ参加を主な目的として大阪へお越しになられる方。
- (3) プログラムを全て受けられる方
- (4) 虚偽の申請等、当法人において本規定に違反した不正な申請と判断した場合、支給した交通費の全額返還請求等の措置を取ることができます。

※交通費支給の申込期日は、インターンシップ参加日の1カ月前です。

期日を過ぎると支給対象外となりますので、ご希望の場合は必ず期日までに支給希望の旨をご連絡ください。

※当法人以外の見学・インターンシップに参加する方は、片道分のみの支給となります。

※観光旅行や帰省等を主な目的としていると判断される方に関しては(2)の条件を満たさず、支給対象外と致します。

その判断については申請者の主観のみに依らず、客観的に明らかに就職検討意思が感じられない大人数での参加や、当法人が就職活動の観点から見て相応しくない参加であると判断した方についても支給対象外と致しますのであらかじめご了承ください。

具体的には、当法人のインターンシップ参加のみを目的としての来阪にもかかわらず、申告なく他社のインターンシップ等に参加していた場合や、帰省を主な目的としていた場合などが該当します。他にも、大阪での滞在時間が予定と異なる場合等も該当しますので、十分ご注意ください。

第2条 (交通費支給について)

- (1) 支給：実費（上限3万円）
- (2) 支給対象日：インターンシップ参加日の前日午後から翌日午前中までの移動分
- (3) 支給対象区間は、特急や新幹線区間の往復分または飛行機の往復分のみを支給。

新幹線⇒（最寄の新幹線乗車駅～新大阪駅）、飛行機⇒（地元空港～伊丹/関空）

※特急をご利用になる場合は、対象区間を当法人にて一度検討致しますのでお申し出ください。

※支給対象区間以外の交通費に関しては支給がございません。

例：福岡（博多）から新幹線でお越しになる場合

博多駅～新大阪駅 → 支給対象区間

自宅最寄駅～博多駅や新大阪からの移動交通費 → 支給対象外の為、自己負担

- (4) 特急や新幹線でお越しになる場合は、自由席のみが支給の対象。（指定席は対象外）
- (5) なるべく学割や各種割引制度、LCC航空等をご利用下さい。

☆事前提出書類

①交通費精算申請書

※交通費精算申請書に関しては、支給対象者にのみ当法人よりメールにてデータをお送り致します。

指示に従って開催日の2週間前までにデータのご提出をお願い致します。

期日までにご提出をいただけない場合、交通費の支給が難しくなる可能性がございますのでご注意ください。

☆支給時に必要な物（当日持参）

- ①交通費精算申請書（原本）
- ②交通機関往復領収書（原本）
- ③印鑑（認印可）